

平成30年度 第5回公募

都市整備事業（流域下水道事業）用地
の貸付（事業用定期借地）
一般競争入札 実施要項

○ホームページ掲載日：平成31年3月26日（火）

○申込受付期間：平成31年5月13日（月）～平成31年5月17日（金）

○入札日：平成31年6月5日（水）午前10時30分開始

大阪府都市整備部

入札に参加を希望される方は、この実施要項をよくお読みいただき、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

大阪府都市整備部が行う事業用定期借地権設定による一般競争入札に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご了承の上、お申込みください。

第1 趣旨

大阪府都市整備部が所管する都市整備事業（流域下水道事業）用地において、有効活用を図り、賃借人から納付していただいた賃借料を流域下水道事業の維持管理費等に充当することで、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。

第2 貸付物件

所在地 (住居表示)	地目	貸付面積 (㎡)	貸付期間	最低価格（※1） (賃貸借料年額)	契約内容 (※2)
東大阪市川俣三丁目 67 番 1 の一部 (東大阪市川俣三丁目 4 番地)	雑種地	1,401.92	20年間	11,208,600円	事業用定期借地

※1 最低価格は、非課税。

※2 借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に基づく事業用定期借地権を公正証書により設定するもので、専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とすること。

第3 入札参加資格要件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5に規定する法人であって、次の要件を全て満たすものに限り、入札に参加することができます。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合を除く。

② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

③ 営業の実態が確認できないなどの、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から3年を経過したも

のを含む。) であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部に提供しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税（大阪府に事業所がない場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在の都道府県税）に係る徴収金を完納し、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

第4 貸付物件の募集条件

(1) 土地利用計画上の条件

募集する施設は、川俣水みらいセンター内の一般開放施設（川俣スカイランド）利用者や地域の人々に気軽に立ち寄ってもらい、地域の活性化・賑わいづくりの向上等を図れるように、飲食物を提供する施設を備えた物品販売店や飲食店とします。ただし、自動販売機のみを設置により飲食物を提供するものは除きます。また、これらの店舗にその他のサービス施設を併設していただいても構いません。

なお、施設の運営者等が生活の本拠として継続的に居住する等の利用は認めません。

(2) 土地の貸付条件

- ① 借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地権を公正証書により設定するもので、専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものは除く。）の所有を目的とすること。
- ② 契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長はありません。また、建物の買取請求権はありません。
- ③ 賃借人は、あらかじめ書面による承認を得なければ、次のいずれかに該当する行為を

することができません。

ア 使用目的を変更しようとするとき。

イ 本件土地上に建物又は工作物を設置しようとするとき。

ウ 本件土地及び本件土地上に賃借人が建設した建物等を増改築、大修繕等により現状を変更しようとするとき。

エ 本件土地上に賃借人が建設した建物の余裕部分を第三者に貸し付け、又は使用収益を目的とする権利を設定しようとするとき。

オ 本件土地の一部の転貸若しくは賃借権の譲渡をし、又は抵当権若しくは質権の設定をしようとするとき。

カ 本件土地の原形の変更

キ 本件土地上の建物等の抵当権又は質権の設定

(3) 禁止する用途等

次のいずれかに該当する使用はできません。

ア 政治的用途又は宗教的用途に使用すること。

イ 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

ウ 悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染、有毒ガスなど近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの（原則として営業時間を問わない。）を含む。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（例：成人向けDVDショップ等）の用途に使用すること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなどの公序良俗に反する用途又は同号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。

キ その他、大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。

ク 第三者をしてアからキまでのいずれかの用途に使用させること。

(4) 貸付期間

① 貸付期間は、本要項第2の「貸付物件」に記載している期間（借地借家法第23条第2項に規定する事業用定期借地権を設定）とします。

② 貸付期間は、別途契約書で定める日から起算します。

③ 貸付けに係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は、貸付期間に含みます。

(5) 貸付料

① 貸付料の発生時期

貸付料は、貸付期間の始期から発生します。

② 貸付料の額

ア 大阪府が賃借人として決定した者が提示した入札価格をもって年額貸付料とします。

イ 入札価格は年額として百円単位としてください。

③ 貸付料の支払

ア 貸付料の支払は、毎年四半期ごとに、大阪府が指定する期日までに納めるものとします。

イ 契約初年度の初回及び最終年度の最終回は当該年度の貸付期間が1年未満となりますので、年額貸付料を日割り計算し、百円未満を切り上げた額とします。

ウ 指定された期日までに納付しない場合は、年5パーセントの遅延利息を徴収することがあります。

(6) 登記

① 賃借人が建設する建物の表示登記及び保存登記の完了後、建物に係る全部事項証明書1通を大阪府に提出していただきます。

② 期間満了等により原状回復した時には、賃借人において建物の滅失登記を行っていただきます。

③ 本件土地に係る賃借権については、登記しないものとします。

(7) 貸付物件の転貸等の禁止

① 賃借人は、貸付物件を転貸し、又は本件借地権を譲渡することはできません。ただし、賃借人が法人であって、賃借人が一方の当事者となる会社合併等が生じる場合は、大阪府と協議の上、大阪府が書面による承諾を行う場合に限り、本件借地権の譲渡ができるものとします。

② 賃借人は、大阪府の書面による承諾なしに、賃借人が建設した建物を担保に供することはできません。なお、大阪府の承諾を得て賃借人が建設した建物を担保に供した場合は、期間満了等により原状回復する際に当該担保権の抹消登記を行っていただきます。

(8) 契約保証金

① 賃借人は、大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）第54条に規定する契約保証金を契約締結までに納めてください。

② 契約保証金は、貸付料の滞納や、土地返還時の原状回復の不履行があった場合、その費用に充当することを目的としています。貸付料の滞納に充当した場合は、不足が生じた保証金を速やかに納付していただきます。

また、土地返還時の原状回復の不履行があった場合は、原状回復のための費用に充当し、残余金がある場合は返還しますが、不足が生じる場合は、賃借人に不足額を請求することとします。

③ 契約保証金は、年額貸付料と同額とします。

④ 契約保証金には、利息はつきません。

⑤ 賃借人が当該物件を原状回復し、大阪府への引渡し手続を完了した後、大阪府は、賃借人からの請求に基づき、上記②に記載している充当金を控除後の、大阪府が認定した金額をもって保証金を返還します。なお、返還に当たっては、10日程度要しますので、

あらかじめご了承ください。

第5 貸付料の改定

貸付料は、3年ごとに、土地の価格その他の経済状況の変動又は近傍類似の土地の貸付料に比較して不相応となったとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、協議の上改定できるものとします。

第6 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は報告を求めた場合は、賃借人及び転貸人は協力しなければなりません。

第7 原状回復処置

貸付期間の満了又は契約解除等により契約を終了する時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、賃借人の責任において、原状回復処置を実施していただきます。ただし、原状回復の必要がないものとして本府の承認を得た場合は、この限りではありません。

なお、契約開始時に現存している物件等についての原状回復は求めませんが、返還時には本貸付物件と道路等隣接地との境界にフェンス等を設置し、雨水排水処理を行ってください。

第8 現場説明の実施

現地において現場説明を実施しますので、希望される方は、開始時間までに現地に集合の上、参加してください。事前連絡は不要です。

なお、駐車場をご用意しておりません。

ア 現場説明の実施日時

平成31年4月9日（火）午後3時00分開始

イ 現場説明会は、30分程度を予定しています。

ウ 募集物件の所在市町村において、現場説明会開始2時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

（気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)）

エ 現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

オ なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

第9 質問受付期間

質問については、平成31年4月15日（月）から平成31年4月19日（金）までに別紙様式で、本府電子メールアドレスに、所属（団体名等、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス）を添えて、送付してください。

なお、メールのタイトルは「平成30年度 第5回公募に関する質問」としてください。

※ 口頭、郵送、持参等での質疑は受け付けません。

提出先 大阪府都市整備部用地課財産管理グループ

メールアドレス: yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp

第10 質問への回答

質問に対する回答は、平成31年5月9日（木）までに行う予定です。

また、質問に対する回答は、実施要項の一部となりますので、必ず確認してください。

大阪府ホームページ:

<http://www.pref.osaka.lg.jp/yochi/kashitukeboshu/h30dai5.html>

第11 入札参加申込手続

(1) 申込方法

① 郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

〔申込受付期間〕平成31年5月13日（月）から平成31年5月17日（金）まで

【5月17日必着のこと】

〔送り先〕〒540-8570（住所書き不要）

大阪府都市整備部用地課財産管理グループ 宛て

② 持参する場合

〔申込受付期間〕平成31年5月13日（月）から平成31年5月17日（金）まで

【午前10時から午後5時まで】

〔提出先〕大阪市中央区大手前三丁目2番12号（大阪府庁別館7階）

大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ

※ 入札参加証は、入札申込後、審査の上適正と認められる方に返信用封筒で、入札保証金納付書とともに申込者に郵送します。審査により不適正と認められる申込みについては、文書等でご連絡します。

万一、平成31年5月30日（木）までに入札参加証等が届かない場合は、大阪府都市整備部用地課財産管理グループまで、ご連絡ください。

（電話06-6944-6783）

※ 返信用封筒（定形封筒）には、返信先の住所・氏名等を必ず記入するとともに、92円切手を貼ってください。

(2) 入札参加申込みに必要な書類（各1通）

※提出された書類は、返還しません。

① 入札参加申込書 ※印鑑登録している印鑑を押印してください。
② 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
③ 誓約書（2種類あります。） ※印鑑登録している印鑑を押印してください。
④ 土地利用計画書（別紙様式1による。） ※概要、計画図（工作物等を含む。）
⑤ 返信用封筒（定形封筒。切手貼付の上、返信先記載のこと。）
⑥ 納税証明書（下記のアとイの両方必要です。）
ア 府税事務所（大阪府に事務所が無い場合など府税の納入義務が無いものは、本店所在の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書

（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の額の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から1か月以内のものに限る。）
イ 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 （証明書の種類は「その3」（「その3の3」でも可）（発行日から1か月以内のものに限る。）
⑦ 法人概要 （資本金・事業所の規模・主要株主・主要取引先・取引金融機関等がわかるもの） ※パンフレット可
⑧ 決算報告書（最近1か年分）
⑨ 資金計画書（資金の調達方法・事業の収支予定等が分かるもの）

※1 応募に必要な書類①～⑨のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

第12 入札

- (1) 日時： 平成31年6月5日（水）午前10時30分開始
- (2) 場所： 東部流域下水道事務所 1階会議室
 - ア 駐車場は設けていません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
 - イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
 - ウ 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと入札に参加することができません。お早めにご来場ください。
 - エ 入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。
 - オ 入札書は、当日お渡しいたします。
- (3) 入札当日に持参していただくもの
 - ① 入札参加証（大阪府から送付したものの原本。写しは不可。持参なければ参加できませんのでご注意ください。）
 - ② 入札保証金納付書（入札申込後、郵送します。29～30ページ参照）
 - ③ 入札保証金（9～10ページ参照）
 - ④ 委任状（代理人の方が参加される場合のみ必要です。）
※入札参加申込書の申込者欄に記載された申込者の印鑑証明書とともに持参してください。
 - ⑤ 印鑑（申込者の印鑑証明書の印影と同じ印鑑。代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑）
 - ⑥ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
 - ⑦ 本書（平成30年度第5回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札実施要項）
- (4) 入札に当たっての注意事項
 - ① 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、その方の住所・

氏名)を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に限る。)を、必ず押印してください。

- ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、貸付料の年額を記入してください。
- ③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- ④ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は、撤回をすることができません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札金額が最低貸付料価格に達しない入札
 - イ 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - エ 所定の入札書によらない入札
 - オ 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - キ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ク 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - コ 入札金額を訂正した入札
 - サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ⑥ 入札会場には受付で手続を行い、入札保証金を納付した者以外は、入場できません。なお、入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

第13 入札保証金

- (1) 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札者は、入札保証金として、入札者が見積もる価格の100分の2以上の額を納付してください。
- (3) 入札保証金は、現金又は保証小切手(大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のものに限る。)で、納付していただきますよう、お願いいたします。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、その場でお返しいたします。落札者の入札保証金は、落札者が入札保証金を契約保証金に充当するか、契約締結後、落札者に還付するまで、府においてお預かりします。
- (5) 入札保証金には、利息は付しません。
- (6) 入札保証金は、契約保証金に充当できます。
- (7) 落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当しない場合、契約締結後、落札者の請求により速やかに還付手続を開始します。

なお、請求から還付までは、10日程度要しますのでご注意ください。
- (8) 落札者が落札物件の契約を締結しないとき(落札後、本要項第3に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。

- (9) また、落札者が落札物件の契約を締結しなかった場合、その落札者は、用地課が実施する次の回の入札に参加することができませんので、ご注意ください。

【例】保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手でお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

小 切 手		銀 行 渡 り
支払地	○ ○ ○ (株) 銀行 支店	大阪 ○○○ ○○○ ○○
金額 ￥		
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 様へお支払ください。		
振出日	平成 年 月 日	
振出地	○ ○ ○	
振出人	(株) 銀行 支店	支店長 ○ ○ 印

- (注) ① 振出人、支払人とも同一金融機関
 ② 振出日から10日以内に限る。
 ③ 大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手

第14 落札者の決定

- (1) 入札締切り後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、大阪府が定める最低貸付料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)
- ※ 入札の公平性・透明性確保のため、落札した物件については、その内容(物件所在地、貸付面積、落札者の住所・氏名・落札金額、申込者の件数)をホームページ等で公表いたしますので、参加者はこのことを了承した上でお申込みいただいているものと判断します。
- (3) この決定は、あくまで入札のあった物件の賃借について落札者が大阪府と優先的に交渉する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではありません。したがって、落札者としての権利を第三者に譲渡又は転貸をすることはできません。

- (4) 利用計画については、この時点で決定したわけではありません。基本協定の段階で大阪府東部流域下水道事務所の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、決定者が提示した事業計画等が都市計画法又は建築基準法あるいは関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。
- (5) 落札者の方には、印鑑証明書を提出していただきます。
- (6) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の制定に伴い、府有財産の処分、貸付等から暴力団を排除することとしています。したがって、同条例第24条並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6条の規定に基づき、落札者の個人情報収集の上、大阪府警察本部に提供します。
- このため、落札者（法人）に係る履歴事項全部証明書（1か月以内に発行されたものに限る。）及び役員一覧表（大阪府が指定する様式）を速やかに提出していただきます。
- なお、上記の書類を提出いただけない場合は、落札は無効とします。
- (7) 大阪府警察本部より大阪府に対し、落札者（監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、落札は無効とします。
- なお、(6)、(7)により落札が無効となった場合は、納付された入札保証金は返還しませんので、あらかじめご了承ください。

第15 貸付けの基本協定、契約の締結及び決定の取消し

- (1) 基本協定の締結
- 大阪府と落札者（以下「賃借予定者」という。）は、提案された土地利用計画に基づき具体的な条件について協議の上、次の内容について基本協定を締結します。
- ① 事業着手予定日
 - ② 貸付料の支払
 - ③ 契約保証金（年額貸付料相当額）の支払
 - ④ 借地権の譲渡、貸付地の転貸、担保権の設定の取扱い
 - ⑤ 貸付地の整備及び工作物等の建築工事・工程に関する具体的な時期と条件
 - ⑥ その他、大阪府が必要と認める事項
- (2) 貸付契約の締結
- 大阪府と賃借予定者は、借地借家法第23条第2項に規定する借地権の設定契約を公正証書により締結します。
- (3) 賃借予定者決定の取消し
- 賃借予定者が正当な理由なくして、大阪府が指定する期日（本要項第16に記載）までに基本協定及び借地権設定契約を締結しないとき、また、関係行政庁との協議や地元調整が難航する等、契約の履行が確実でないと認められる場合は、予定者の決定を取消します。

第16 契約及び基本協定締結期限

平成31年8月9日（金）までに基本協定を、平成32年1月31日（金）までに借地権設定契約を締結するものとします。

第17 引渡し

本件地の引渡しは、現状有姿（あるがままの状態）で行います。

※ 図面が現状と相違している場合は、現状を優先しますので、必ず事前に現地を確認してください。

※ 物件明細に記載した面積その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約を拒み又は貸付料の減免を請求することはできませんのでご注意ください。

第18 瑕疵担保責任

賃借人は、貸付物件に物件明細記載の内容の地下埋設物が存在することを了承したうえ、貸付物件を借り受けるものであり、当該地下埋設物が存在することを理由に、借地権設定契約締結後、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

第19 管理責任

貸付期間中の貸付地の管理は、賃借人が責任を持って行っていただきます。

なお、万一貸付期間中に貸付地内において事故等が発生した場合は、賃借人の責任において処理していただきます。

第20 費用負担等

入札への参加、契約締結、登記、その他この契約に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

第21 その他

今回の入札参加により提出された入札参加申込書及び添付書類等に記載された個人情報につきましては、本入札事務以外の目的には使用しません。

第22 問合せ先

大阪市中央区大手前三丁目2番12号（大阪府庁別館7階）

大阪府都市整備部用地課財産管理グループ

担当 島崎、荒池

TEL 06（6944）6783

事業用定期借地権設定契約の貸付

一般競争入札

入札会場のご案内

【川俣水みらいセンター周辺案内図】



JRおおさか東線「高井田中央駅」及び地下鉄中央線「高井田駅」より徒歩約10分

(案)

都市整備事業（流域下水道事業）用地事業用定期借地権設定に関する基本協定

大阪府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲所有の都市整備事業（流域下水道事業）用地を貸し付け、〇〇〇〇の営業を行うことに関して、次の条項のとおり合意する。

（目的）

第1条 都市整備事業（流域下水道事業）用地事業用定期借地権設定に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、乙が〇〇〇〇の営業を行うに当たり、建設工事及び事業開始等が確実かつ円滑に推進されることを目的とする。

（貸付土地）

第2条 甲から乙に貸し付ける土地（以下「本件土地」という。）の表示は、末尾記載のとおりとする。

（賃貸借契約の締結）

第3条 本件土地を専ら事業の用に供する建物（以下「本件建物」という。）の所有を目的とする借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に定める事業用定期借地として甲乙が賃貸借契約を締結する。

2 前項に規定する契約（以下「本契約」という。）は、別途これを締結する。

3 本契約の締結は、事業開始に必要な諸手続及び許認可・承認等（※1）が終了し、又は取得された後でなければならない。

4 本契約に基づく借地権の存続期間は、平成〇〇年〇月〇日から〇〇年間とする。

（貸付料及び契約保証金）

第4条 貸付料は、年額金〇〇〇〇円とする。

2 本契約の契約保証金は、前項の年額に相当する額とする。

3 前項の契約保証金は、本協定締結後、甲の発行する納入通知書（※2）により本契約締結までに納入しなければならない。

4 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い貸付料等があるときはこれを控除して、本件土地の返還後、甲は、乙に対して利息を付せず返還するものとする。

（貸付料の支払）

第5条 乙は、第4条第1項の貸付料について、毎年度4回に分け、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 各年度の第1回分は4月30日までに、第2回分は7月31日までに、第3回分は10月31日までに、第4回分は1月31日までに支払うものとする。ただし、初年度の初回のみ契約日から30日以内に貸付料を支払うものとする。なお、本契約にいう会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 貸付料は、平成〇〇年〇月〇日から発生する。なお、当該年度の貸付期間が1年未満となる、初年度の初回及び最終年度の最終回においては、貸付料を日割計算した額（100円未満切り上げ）を支払うものとする。

（登記）

第6条 本契約締結後、乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行う。この場合、本契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅失登記についても、自己の責任と負担において、速やかに行うこと。

(乙の責務)

第7条 乙は、事業の執行において必要な手続を、信義に則り誠実に行うものとする。

2 乙は、本協定締結後、本件土地の管理責任を負うものとする。

(費用負担)

第8条 明示的に合意されたものを除き、甲乙は、本協定及び本協定で言及するその他の書類作成、締結及び実行に関する費用を各自負担する。

2 乙は、本契約の公正証書作成費用その他の諸費用の一切を負担する。

(管轄裁判所)

第9条 本協定に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲、乙、双方とも誠実に紛争解決に努力するものとする。

2 甲乙間で紛争が解決できない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として紛争の解決に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪府

代表者 ○○○○○○○○

○○○事務所

所長 ○○○○

Ⓜ

乙 ○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○○○○

Ⓜ

(本件土地の表示)

※1 主な諸手続としては、開発協議、建築確認、道路工事施行承認等を想定しています。

※2 納入通知書の有効期限は通常の場合、各納入通知書に記載の支払期限までです。

(案)

事業用定期借地権設定契約公正証書

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、本契約書及び甲が定める「平成30年度第5回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札 実施要項」、物件明細、その他関係法令に基づき、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 甲は、専ら〇〇〇〇の用に供する末尾「物件の表示」（以下「物件表示」という。）記載の建物（以下「本件建物」という。）の所有を目的として、物件表示記載の土地（以下「本件土地」という。）に、乙のために、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する事業用定期借地権（以下「事業用借地権」という。）を設定する。

2 本契約により甲が乙のために設定する事業用借地権（以下「本件借地権」という。）は、賃借権とする。

3 本件借地権には、法第3条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は、適用されない。

(建物の建築等)

第3条 乙は、本件土地に物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物（〇〇〇等を除く。）を建築してはならない。第11条による場合を除き、建築された建物又は建物以外の構造物を改築又は再築する場合も、同様とする。ただし、物件表示に記載する面積等の変更を伴わない改装又は模様替えは、第11条に定める届出を不要とする。

2 乙は、本件建物を、専ら〇〇〇〇の事業の用に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(存続期間)

第4条 本件借地権の存続期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(賃料)

第5条 本件土地の貸付料は、年額〇〇〇〇円也とする。ただし、1年未満の期間については、日割計算によるものとする。なお、100円未満は切り上げとする。

2 乙は、毎年度の貸付料を、次の表のとおり甲の発行する納入通知書により、甲に対して支払わなければならない。ただし、初年度の初回のみ契約日から30日以内に、貸付料を支払うものとする。なお、本証書にいう会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

区分	支払貸付料	各年度の支払期限
第1回：4月1日～6月30日	金〇〇〇〇〇円	各年4月30日
第2回：7月1日～9月30日	金〇〇〇〇〇円	各年7月31日
第3回：10月1日～12月31日	金〇〇〇〇〇円	各年10月31日
第4回：1月1日～3月31日	金〇〇〇〇〇円	各年1月31日

3 貸付料は、3年ごとに、土地の価格その他の経済状況の変動又は近傍類似の土地の貸付料

に比較して不相応となったとき、その他やむを得ない理由が生じたときは、協議の上改定できるものとする。

4 第2条に規定する本件土地の面積と本件土地の実測面積が異なることを理由とする借地料の調整等を行わないものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、貸付料、第18条に規定する遅延損害金その他本契約に基づいて生ずる一切の乙の債務を担保するため、甲に対し契約保証金（以下「保証金」という。）金〇〇〇〇円を預託済みである。

2 乙に貸付料の不払いその他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲より充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から30日以内に甲に対し保証金の不足額を追加して預託しなければならない。

3 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ、第17条に規定する本件建物の登記を行った場合には建物滅失登記がなされた後において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは保証金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を、また、未払いの債務がないときは保証金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を付さないものとする。

4 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還するときは、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、保証金返還請求権をもって甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第9条第2項に規定する場合については、この限りでない。

7 第5条第3項の定めにより貸付料が改定されたときは、保証金も貸付料と同額に改定されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、新たな保証金の額と従前の保証金の額の差額を追加して預託するものとする。

(土地の適正な使用)

第7条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって本件土地を維持保存しなければならない。

2 乙は、本件土地が土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

3 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。

4 乙は、事業を営むに当たり、公序良俗に反する行為、又はそれを誘発する行為を行ってはならない。

5 乙は、第三者をして、第2項から前項までの行為を行わせてはならない。

(建物の賃貸)

第8条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 当該第三者との賃貸契約（以下この条において「建物賃貸借契約」という。）が、本件借

地権の満了の1か月前に終了するものとする。

- (2) 建物賃貸借契約において、法第38条（定期建物賃貸借）第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること。
- (3) 建物賃貸借契約の締結に先立ち、建物の賃借人に対し、法第38条第2項の規定による説明を行うこと。
- (4) 建物賃貸借契約の期間が1年以上である場合は、法第38条第4項の通知期間内に、建物の賃借人に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること。

（借地権の譲渡、転貸）

第9条 乙は、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸することはできないものとする。ただし、乙が一方の当事者となる会社合併が生じる場合は、甲と協議の上、甲が書面による承諾を行う場合に限り、本件借地権の譲渡ができるものとする。

- 2 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件借地権とともに甲に対する保証金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

（土地の譲渡）

第10条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する保証金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

（承諾事項）

第11条 第9条各項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本件建物又は本件建物以外の構造物についての物件表示記載の事項の変更
- (2) 本件土地の区画形質の変更
- (3) 本件建物への担保権の設定

（通知義務）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を甲に書面により通知しなければならない。

- (1) 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 合併又は分割及び事業譲渡等が行われたとき。

（契約の解除）

第13条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して本件土地に物件表示と異なる建物若しくは構造物を建築したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供したとき。
- (2) 第5条第1項に規定する貸付料の支払を3か月以上遅延したとき。
- (3) 第6条第6項の規定に違反して、保証金返還請求権を譲渡し、又は担保に供したとき。

- (4) 第7条各項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき。
- (5) 第8条各号に定めるところによらず本件建物を第三者に賃貸したとき。
- (6) 第9条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡したとき。
- (7) 第11条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (8) 平成〇年〇月〇日（賃貸借の開始から2年）までに事業を実施するために必要な施設建設工事に着手しないとき。
- (9) その他本契約の規定に違反する行為があったとき。

2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続開始の決定があったときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。前項ただし書の規定は、この場合における甲の解除について準用する。

3 乙が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき、又はこれらの規定に該当する者に土地若しくは建物を使用させたときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。

（建物の滅失等による解約）

第14条 乙は、本件建物が滅失し、又は著しく損傷したことにより本件建物を第2条第1項に規定する事業の用に供することができなくなったときは、本契約を解約することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解約しようとするときは、解約の日の6か月前に、甲に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（期間満了前の解約）

第15条 甲及び乙は、本件借地権の存続期間の満了前に本契約を解約することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解約しようとするときは、解約の日の4か月前までに、甲に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。ただし、4か月分の貸付料を甲に支払うときは、書面による通知から1か月後に解約することができる。この場合、4か月分の貸付料は日割計算により算定し、100円未満は切り上げるものとする。

3 甲が第1項の規定により本契約を解除する場合、乙に損失があるときは、乙は、その損失の補償を甲に請求することができる。この場合、乙の損失の算定は、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）によるものとする。

（原状回復義務）

第16条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。

2 乙は、原状回復する際には土壌汚染状況の把握に努め、土壌汚染が判明した場合は、人に健康の被害が生じないように措置を講じなければならない。

3 乙が、前2項の義務を怠り、又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

4 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

5 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、甲及び乙は、期間満了6か月前までに本件建物の取壊し等及び本件土地の返還について協議するものとする。

6 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地の当初の貸付料を日割計算した額の2倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

7 前各項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得て、本件借地権の存続期間満了時に本件建物及び工作物等は無償で甲に譲り渡すことができる。

(登記)

第17条 乙は、本件建物について表示登記及び保存登記を行い、また、甲の承諾を得て担保権を設定した場合には、本契約終了後、本件建物に付着した担保権の抹消登記及び本件建物滅失登記についても、自己の責任と負担において、速やかに行うこととする。

(遅延損害金)

第18条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する貸付料その他の債務の履行を遅延したときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5パーセントの割合で計算した遅延損害金(その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

(契約費用等の負担)

第19条 本契約締結に係る公正証書作成費用、その他の諸費用は、乙がこれを負担するものとする。

(瑕疵担保責任)

第20条 本契約締結後、乙が本件土地について数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見した場合は、甲乙協議するものとする。

2 本件土地に物件明細記載の内容の地下埋設物が存在することについては、前項の隠れた瑕疵には該当しない。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

(強制執行認諾)

第23条 甲及び乙は、本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

物件の表示

1 本件土地の表示

○○○○○○○

2 本件建物の表示

構造 ○○○○

建築面積 ○○○○

延床面積 ○○○○

用途 ○○○○

3 本件建物以外の構造物の表示

工作物 ○○○○

用途 ○○○

※ 公正証書の作成（契約）には、基本協定締結後2、3か月要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

質 問 書

平成 年 月 日

1 入札参加申込予定者

所在地	〒			
社名				
代表者				
担当者	所属部課名			
	氏名		役職	
	連絡先	電話	F A X	
		メールアドレス		

2 質疑事項

質問事項	質問内容

平成 30 年度 第 5 回公募
都市整備事業（流域下水道事業）用地の
貸付（事業用定期借地）一般競争入札
入札参加申込書

年 月 日

大阪府知事 様

平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札に参加したいので、「平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札実施要項」の各条項を承知の上、申し込みます。

1 物件番号 第 1 号

物件所在地 東大阪市川俣三丁目 67 番 1 の一部

申込者住所

氏 名
(法人名及び代表者)

⑩

担 当 者

電 話 番 号

2 添付書類（内容については、実施要項で確認願います。）

- ① 印鑑証明書
- ② 誓約書（2 種類）
- ③ 土地利用計画書(別紙様式 1 による)
- ④ 返信用封筒(定形封筒。切手貼付のうえ、返信先記載のこと。)
- ⑤ 証明書類（納税証明書類等 2 種類）
- ⑥ 法人概要
- ⑦ 決算報告書
- ⑧ 資金計画書

※ 入札参加証は、入札申込後審査の上、適正と認められる方に郵送します。

平成30年度 第5回公募
都市整備事業（流域下水道事業）用地の
貸付（事業用定期借地）一般競争入札
入札参加証

用地第 号
年 月 日

様

大阪府知事

平成 年 月 日付け、入札参加申込書を受け付けました下記物件の一般競争入札につき
ましては、応募書類・利用計画の審査の結果、参加することを認めます。

1 物件番号 第1号

物件所在地 東大阪市川俣三丁目67番1の一部

(注 意)
この参加証は、入札当日に
必ず持参してください。

誓 約 書

私は、大阪府が実施する平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札の参加申込みにあたり次の事項を誓約します。

1. 平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札実施要項第 3 に定める資格を有しています。
2. 入札参加に際し、平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札実施要項、物件明細、その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
3. 現状有姿で賃貸借契約を締結し、現地におけるネットフェンス等の付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
4. 事業実施に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて落札者において行うことを承知の上で入札に参加します。
5. 入札結果に関しては、大阪府のホームページにその内容（物件所在地、貸付面積、落札者の氏名、落札金額及び申込者の件数）が公表されることに同意します。

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者氏名)

Ⓜ

誓 約 書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、賃借権及び私所有の建物を第三者に譲渡又は転貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

Ⓜ

生年月日

入札参加申込者名（法人名）			
物件番号	第 1 号	所在地	東大阪市川俣三丁目 67 番 1 の一部

使 用 目 的 及 び 概 要	
(使用目的)	
(概 要)	

計 画 図	
Large empty space for the plan drawing	

土地利用計画書

入札参加申込者名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

使用目的及び概要

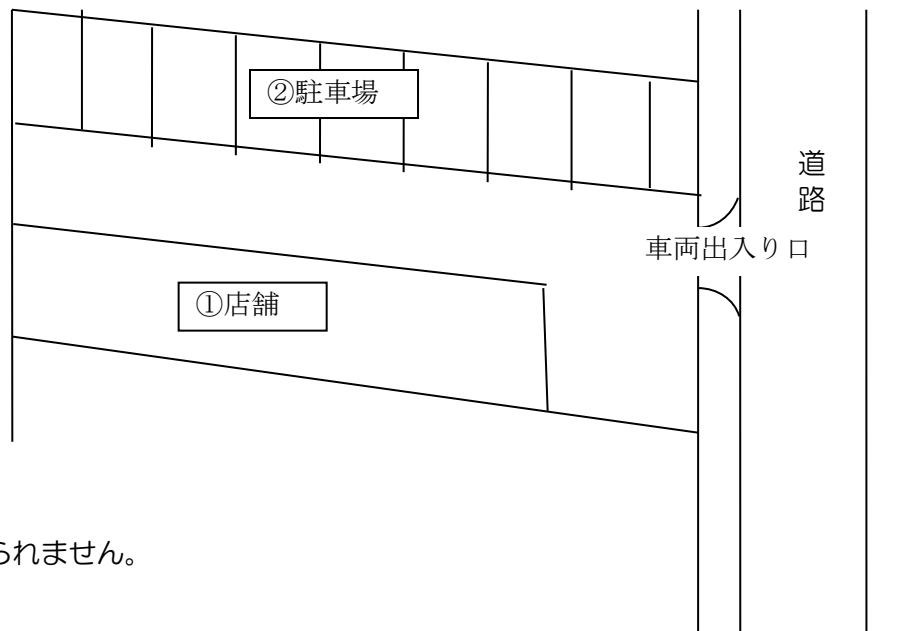
（使用目的）
コンビニエンスストア開設

（概要）
①の部分は、店舗とする。
②の部分は、駐車場とする。
イメージは下記のとおり。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図

※下図に入りきらない場合は、「別紙のとおり」としてください。



※住宅は建てられません。

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

整理番号

NO

入札保証金納付書

年 月 日

大阪府知事 様

入 札 者
住所(所在地)

氏 名
(法 人 名)
(代 表 者 名)

㊟

代理人
住所(所在地)

氏 名

㊟

平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）
物件番号第 1 号の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥				
内 訳	現 金	¥				
	有価証券	¥				
	有価証券 明細	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)
	合計					
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印						

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用欄	保証金領収確認欄(保証金受入係) 大阪府東部流域下水道事務所長 印
	保証金保管確認欄(保証金保管係) 大阪府東部流域下水道事務所出納員 印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係) 大阪府東部流域下水道事務所長 印

【記入例】

※ 入札保証金納付書は、入札申込後、審査の上、適正と認められる方に郵送します。

入札保証金納付書

年 月 日

大阪府府知事 様

入 札 者
 住所(所在地) 大阪市中央区〇〇町 1-2-3

 氏 名 〇〇〇株式会社
 (法人名) 代表取締役 大阪 太郎 印
 (代表者名)

代理人
 住所(所在地) 大阪市北区〇〇町 1-2

 氏 名 天満 花子 印

平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）
 物件番号第 1 号の入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥ 〇〇〇〇〇				
内 訳	現金	¥				
	有価証券	¥ 〇〇〇〇〇				
	証券名	種 別	記号番号 枚 数	額 面	備考 (発行年月日)	
	〇〇銀行〇〇支 店発行小切手	銀行支払保 証小切手	A000000 1 枚	¥000,000	〇年〇月〇日	
	合計			¥000,000		
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後)氏名 印						

- (注) 1 入札しようとする物件ごとに提出してください。
 2 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください。
 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

大阪府 使用欄	保証金領収確認欄(保証金受入係) 大阪府東部流域下水道事務所長 印
	保証金保管確認欄(保証金保管係) 大阪府東部流域下水道事務所出納員 印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付：保証金受入係) 大阪府東部流域下水道事務所長 印

※ 入札書は、入札当日にお渡しします。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の頭に〒をいれること

入札金額	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壹
								0	0

ただし、物件番号第1号の貸付料の年額
 平成30年度第5回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争
 入札実施要項等を承知の上、上記のとおり入札します。

年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地) 氏 名 (法人名・代表者名) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">①</div>
-------------	---

代 理 人	住 所 (所在地) 氏 名 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">① (代理人使用印)</div>
-------------	---

大阪府知事 様

係員 認印	
----------	--

- (注1) 黒又は青のボールペンにより記入すること。
 (注2) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、
 代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

大阪府使用欄	
受付係確認欄	整理番号
	NO.

委 任 状

年 月 日

私は、平成 30 年度第 5 回公募都市整備事業（流域下水道事業）用地の貸付（事業用定期借地）一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
一般競争入札に関する一切の権限
- 2 代理人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者

住 所

氏 名

⑩
(印鑑登録印)

- (注) 1 委任状は、入札当日に必要です。
2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。